

『宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例改正の概要』

宇部・山陽小野田消防組合管内で行われる催し(イベント)が対象となります！
～多数の者の集合する催し(イベント)を開催するにあたり～
(祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する火気を取扱う催し)

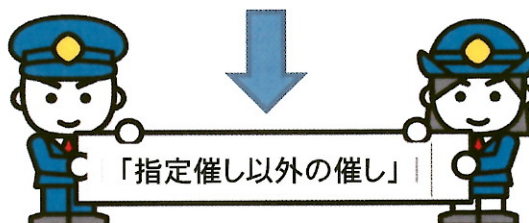
主催者・露店等開設者の義務となります。



■火気を取扱う露店等に
「消火器の準備」
【条例第18条～22条】
※露店等ごとに設置が必要



■火気を取扱う露店等は
「露店開設届出」の提出
【条例第45条】
※管轄する消防署に提出が必要



「屋外催しの指定」【条例第42条の2】
大規模で火災発生時に人命・財産に重大な被害を与える恐れのあるもの(出店露店数が100を超えるもの)

- 「指定催し」は消防長が指定します。
- 事前に主催者へ通知します。
- 市民の皆様へ公示しお知らせします。

主催者の義務【条例第42条の3】

- 「防火担当者」を選任する。
- 防火担当者に火災予防上必要な業務計画書を作成させ、「防火管理業務」を行わせる。
- 「業務計画書」を消防署へ提出する。

「多数の者の集合する催し」【条例第18条・第45条】

一時的に一定の場所に不特定多数の人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催し、具体的には、祭礼、縁日、花火大会、展示会等の一定の社会的広がりを持つものを対象とします。

したがって、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会など、集まるものの範囲が個人的なつながりに留まる場合は対象外とします。

- 催し当日の防火管理の徹底(計画書の確認)
- チェックシートによる安全点検の実施
- 消防機関による査察(現地確認・現地指導)